主 本件控訴をいずれも棄却する。 理 由

本件控訴の趣旨は末尾添附の被告人Aの弁護人小池広澄同Bの弁護人柴田武同花 岡陸治の連名で差し出した各控訴趣意書記載のとおりである。

被告人Aの弁護人小池広澄の控訴趣旨第一点について

按ずるに原判決挙示引用に係る標目の各証拠を綜合すれば原判示の事実はこれを肯認するに足り事実誤認の疑はない。そして原判決が被告人の過失の第三として、 に足り事実誤認の疑ない。そして原判決が被告人の過失の第三とと同判示して、 の末段の重過失死傷の項には「右重過失に基く火災とこれに伴う混乱の結く要第一〉果云々」と判示するのみであることは論旨の指摘する如くではあるが重失火の死傷罪においてはいやしく/要旨第一〉くも自己の重大なる過失が失火或はでが、 の死傷に対し一の条件を与えた以上はその重過失が表して唯一の原負を与えた以上はその重過失があるして他人の原因を与えた場合であるから原負とはであるから原判決には所論の如き理由であるから原判決には所論の対き人の重過失ののもしても一般といるとははいるない。 とははいてあるから原判決には所論の結果はひとも刑法とはであるためになるとはに所論の如く本件火災並びに死傷の結果はひとも刑法とはであるためになるとはに所論の如く本件火災並びに死傷の結果はひとも刑法とはののよこまにではなく他人の過失がこれに介在するものではない。それゆえ論旨は理的ない。 被告人日の弁護人柴田武同花岡陸治連名の控訴趣意第三点について

〈要旨第二〉しかし原判決挙示の標目の証拠を綜合すれば被告人Bは原判示衣笠第ニトンネルを過ぎる頃車内のガソリ〈/要旨第二〉ン臭を覚知したものと認むべきことは前叙の如くであり、かかる場合においては車掌たる被告人Bは直ちに車内においる乗客の携帯品を点検しガソリンを発見して遅滞なくこれを車外に搬出するに発出を措置を講じ火災の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務のあることは条里当然であり、かくの如きは被告人Bに対し不可能を強いるものではない。また上、当然であり、かくの如きは被告人Bに対し不可能を強いるものではない。また上、当然であり、かくの如きは被告人Bに対し不可能を強いるものは本件ガソした事業運輸規定第二条第六条第十六条第二十一条第一号の(3)第二十二条第三号第二十三条第六号の趣旨に対しても乗合自動車の車掌たるものは本件ガソした場合にこれが運送を拒絶し当該所持者をしてこれを車外に搬出しなければならない法律上の義務のあることは当然であるといわなければならない。それゆえ論旨は理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中村光三 判事 河本文夫 判事 鈴木重光)